
AI時代の知的財産権検討会

中間とりまとめについて

【概要】

内閣府知的財産権略推進事務局

「AI時代の知的財産権検討会」の開催経過等について

【開催趣旨】

- 様々なAIツールが生まれ出され、普及していく中において、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある
- このことを踏まえ、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」を開催

基本的視点

- (1) 産業競争力強化の視点
- (2) AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
- (3) 国際的視点

主な検討課題

- I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等
・著作権との関係 等
- II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

委員構成

〔座長〕 渡部俊也・東京大学執行役・副学長
未来ビジョン研究センター教授

- * AI技術研究者、AI開発・ビジネス事業者、コンテンツ関係従事者、知財法研究者、法曹実務家を含む、計13名で構成
- * オブザーバー：内閣府（CSTI）、文化庁、経産省、特許庁
法務省、総務省、公正取引委員会、外務省

開催経過

- 第1回（2023年10月4日）
・開催趣旨・背景
・本検討会において検討すべき課題
- 第2回（2023年10月18日）
・ヒアリング（JASRAC、日本知的財産協会、AI Picasso）
・議論
- 第3回（2023年11月7日）
・ヒアリング（日本マイクロソフト、日本新聞協会、特許庁）
・議論
- 第4回（2023年12月11日）
・ヒアリング（レベルファイブ、文化庁、経産省）
・意見募集結果公表〔意見募集：10月5日～11月5日〕
・論点整理（議論の振り返り）
- 第5回（2024年1月26日）
・残された論点等について検討
- 第6回（2024年3月21日）
・ヒアリング（文化庁、経産省）
・横断的見地からの検討
・中間とりまとめ骨子（案）
- 第7回（2024年4月22日）
・中間とりまとめ（案）の検討

中間とりまとめ 公表（5月28日）

AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ

構成

※AI技術の更なる進歩など、様々な前提の変化によって変わり得るところであるが、必要に応じて行う各所管省庁での更なる検討・議論にも資するよう、とりまとめたものである。

I. はじめに

1. 背景
2. 現状（①生成AIの動向、②生成AI技術の概要、③生成AIをめぐる国際的動向）
3. 検討課題（⇒検討課題Ⅰ及び検討課題Ⅱ）

II. 基本的視点

1. 産業競争力強化の視点
2. AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護の視点
3. 国際的視点

III. 検討課題Ⅰ（生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について）

1. 法的ルール（①著作権法との関係、②著作権法以外の知的財産法との関係）
2. 技術による対応
3. 契約による対応（対価還元の有無）
4. その他個別課題（⇒知的財産法の視点から）
（①労力・作風の保護、②声の保護、③デジタルアーカイブ、④ディープフェイク）
5. 横断的見地からの検討



IV. 検討課題Ⅱ（AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について）

1. AIを利用した発明の取扱いの有無
2. AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

V. おわりに

〔知財とAIガバナンスの観点から踏まえたエコシステムの実現に向けて、関係省庁連携による周知啓発やAI事業者等の各主体による取組促進への期待〕

検討課題 I (生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等)

1. 著作権／著作権以外の知財 (意匠、商標、不正競争防止法) との関係

法

	著作権法	著作権法以外の知財
学習段階	<p>文化審議会著作権分科会にて審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、許諾不要 (30条の4) 【例外】 (以下の場合には許諾が必要) 契約 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「享受目的」と「非享受目的」が併存 <ul style="list-style-type: none"> (例) 学習データの創作的表現を出力させる目的 ➢ 著作権者の利益を不当に害する場合 <ul style="list-style-type: none"> (例) AI学習用に整理されたデータベース著作物 	<p>意匠／商標／不競法 (商品等表示・商品形態模倣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規制の対象外 不競法 (営業秘密・限定提供データ) <ul style="list-style-type: none"> ● 営業秘密・限定提供データの不正取得 又は不正取得したものの使用・開示等は、不正競争防止法の規制対象 ● 秘密保持義務を負わない事業者の提供する外部の生成AIサービスに情報を入力して、秘密管理性や限定提供性を喪失した場合などは保護の対象外
生成・利用段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権侵害の判断:〔類似性 + 依拠性〕 ➢ 生成AI利用者 ⇒ 直接の侵害行為主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ AI学習用データに既存の対象著作物が含まれる場合は、依拠性が推認 <ul style="list-style-type: none"> ⇔ 学習データの創作的表現が生成されない 技術 技術的措置が講じられていることを主張することで、依拠性は否定される ➢ 生成AI事業者 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 侵害行為主体として責任を負う場合がある 技術 ・ 例えば、既存著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しながら、その生成の抑止措置を取っていない場合は、責任の可能性が高まる 	<p>意匠／商標／不競法 (商品等表示・商品形態模倣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利侵害 (違法性) の判断:〔類似性〕 <ul style="list-style-type: none"> (例外) 商品形態模倣規制は、〔実質的同一性 + 依拠性〕 【関連】 AI生成物の保護について <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の創作を保護の前提としない「商標法」及び「不正競争防止法」(商品等表示規制・商品形態模倣規制)は、AI生成物も保護対象 ・ 人の創作を保護の前提とする「著作権法」及び「意匠法」は、人の創作的寄与のないAI生成物は保護の対象外 ➢ 他方、AI技術の急速な進展による意匠制度・審査実務への影響等につき、今後検討が必要

2. 技術による対応

技術

● 考えられる技術例等

- AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み
 - ・ AI生成物であること等の表示（例：電子透かし）
- フィルタリング
 - ・ 類否判定／AI入出力抑制
- 自動収集プログラムによる収集を拒絶する技術
 - ・ 「robots.txt」の記載による収集制限
 - ・ ID・パスワード等によるアクセス制限
 - ⇒ **法律による担保**（不正アクセス禁止法）
- 画像に特殊な処理を施すことで学習を妨げる技術
 - ・ 学習を妨げるノイズを画像に付与
- 学習元コンテンツの個別追跡・除外の可能性
 - ・ 基本的に再学習が必要

法

等

3. 対価還元の在り方

契約

● 考えられる方策例等

- 追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供
 - クリエイター自身が生成AIを開発・提供
 - ・ 生成物の利用条件等をあらかじめ明確にしておく必要
 - クリエイター自身が創作活動において生成AIを活用
 - ・ AI生成物の著作物性の有無や侵害回避の必要性等
- **権利制限規定の有無に関わらず、対価還元の当事者間の有効な契約の効力は妨げられない**
- ⇒ **法律による担保**（許諾が必要な範囲の明確化等）
- ⇒ **技術による担保**（自動収集プログラムによる収集拒絶等）

法

技術

4. その他個別課題

(1) 労力・作風の保護

- **労力・作風それ自体は、著作権法による保護の対象外**
- ただし、学習データの著作物の創作的表現を出力させる目的があると評価される場合は、著作物の利用について許諾必要（著作権法30条の4関係）
- **限定提供データ等は不競法で保護**
- **一般不法行為責任の成否は議論あり**

(2) 声の保護

- **パブリシティ権での保護の可能性**
- **知的財産法による保護は、限定的**（著作隣接権、商標権、不競法）
- **なりすましにつき、詐欺罪等の対象**

(3) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備

- **まずはパブリックドメインのデータや公的機関が著作権を有するデータ、権利処理済みデータを中心に検討**

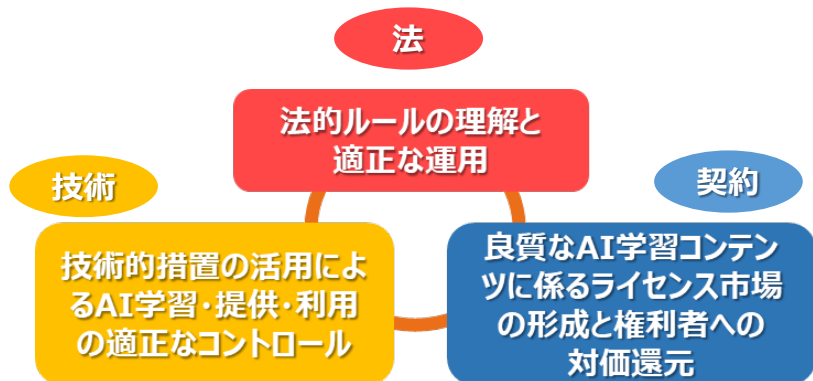
(4) ディープフェイク

- **著作権等の侵害（ただし、多くの場合、本来の知財法の保護法益と異なることに留意）**
- **肖像権・パブリシティ権**（裁判上の権利）の保護の可能性
 - **肖像権**：社会生活上受忍の限度を超えるかを総合的に判断
 - **パブリシティ権**：専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえるか否かで判断
- **他にも、名誉毀損罪**

5. 横断的見地からの検討

生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

法・技術・契約の各手段は相互補完関係



AIガバナンスの議論との連動

生成AIに対する懸念は、必ずしも知財法が保護対象として明記していないものの利用・生成に関する懸念（労力・作風等）等も、複合的に関わる

懸念等への対応策は、安全性、公平性、透明性といった**AIガバナンス**の取組の中で、**生成AIに関わる幅広い関係者が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組む**ことが必要

AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現

コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環

【取組例】

AI開発者

AI提供者

AI利用者
(業務利用者)

権利者

業務外利用者
(一般利用者)

- 良質なデータを用いた学習
(⇒ 可能な場合において、機械学習用データのライセンス市場を通じたデータ収集と対価還元)
- 知財侵害物の出力を防止する技術的措置の採用

- 信頼できる生成AIサービスか否かの確認
- AI提供者が意図した範囲内で適正利用

- 知財・AIの基礎理解とデータの適正管理
- 必要に応じ、相談窓口の活用

- 生成物の個人的・家庭内での使用

検討課題Ⅱ（AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方）

1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

発明者 = 発明の技術的特徴部分の具体化に**創作的に関与した者**

- 現時点では、AI自身が自律的に創作活動を行う段階であるかは定かではなく、**AIを自然人が利用した発明創作活動が一般的**
- この場合、特許法の運用においては、AIを利用した自然人について、**従来の発明者認定の考え方（発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を認定する考え方）**が適用できると考えられる

2. AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査上の課題

進歩性の判断 = 先行技術に基づき、技術常識や技術水準を総合的に考慮して当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理付けができるか否かを検討

- AI技術の存在を踏まえつつ、**これまでの運用に従い**、幅広い分野でのAIの活用について**技術常識や技術水準を的確に把握した上でそれを考慮することにより**、適切な進歩性の判断を行うことができると考えられる

今後も、AI技術の進展や、今後の国際動向等を踏まえながら、必要に応じて、特許庁は関係省庁とも連携の上、適切な発明の保護の在り方の検討が必要

また、特許審査プロセスにおけるAIの積極的な活用による審査の効率化や質の向上に加え、発明等の創造・保護・活用の各過程におけるAI技術の活用（例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートするAIサービスの開発・利用等）を通じたイノベーションの創出についても、AI技術の進展の状況を踏まえて検討が必要である（なお、意匠についても同様である）